

第33回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成26年1月9日(木)午後3時～午後5時
- 2 場 所 長野県庁 議会増築棟4階 401号会議室
- 3 出席者
(委 員) 竹内会長、岡田委員、織委員、平田委員、宮原委員
(事務局) 久保田課長、布山企画幹、丸山主査、山田主任、羽片主事
- 4 議 題
 - (1) 新規意見聴取案件の審議
 - (2) その他
- 5 経 過
 - (1) 1月7日(火) 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付
 - (2) 1月9日(木) 審議会の開催(別紙のとおり)
 - (3) 1月16日(月) 審議結果を実施機関へ通知

(別紙)

会 長： これより、第33回個人情報保護運営審議会を開会します。
本年もよろしくお願い致します。
まず、案件一覧表1ページの番号122番から番号153番の定型案件について事務局から説明を求めます。

事務局：(説明 番号122～153)

会 長： 委員の皆さんから何か問題点等について御指摘はありますか。

委員：(意見なし)

会 長： 特に問題なしということでよろしいですね。
それでは次に、新規一般案件の一覧表の番号154番から163番まで事務局から説明をお願いします。

事務局：(説明 番号122～153)

会 長： ただいまの案件について、委員の皆さんいかがでしょうか。

委員：(意見なし)

会 長： 特に無いようでしたら、次に案件一覧表の「健康長寿課」の番号164番から166番の案件について、健康長寿課から説明をお願いします。

健康長寿課：(説明 番号164～166)

会 長： 災害が発生した場合に特定疾患を抱えておられる患者さんの避難が容易に出来るように、元々特定疾患医療受給者証の交付のために得た情報を市町村に提供するという事ですね。なおかつこの特定疾患ですが、避難をする際に必ずしも避難が難しいかという、病気によって差異があります。こうした中で、県が市町村から情報を求められた時に、情報提供をすることが相当かどうかということですね。個人情報保護条例では、第5条第2項第5号で、他の地方公共団体から求めがあった時で、相当な理由がある場合には提供できるとしてしまして、それに該当するかどうかを検討することとしたい

と思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

委員：(異議なし)

会 長： 市町村では、名簿を具体的に関係者に提供する時には、本人の同意を得るということになっていますが、県が提供する際には、本人の同意があるかは関係なく市町村からの求めがあれば提供するということですか。

健康長寿課： そういうことです。

委 員： 避難行動要支援者の対象になる方の個人情報を提供してほしいと、市町村から県に依頼があった場合、提供されるまでにどの位の時間を要するのでしょうか。

健康長寿課： まず、市町村の防災計画の中に、どういう方を要支援者とするかが定められます。それによって、こういう難病の方の情報を提供してほしいという話があれば、台帳を電子データで管理しておりますので、検索等をかければ、必要な部分だけの表にして提供することは可能です。一週間ほどで提供できると思います。

委 員： ケースバイケースでしょうけど、この辺が皆さん一番防災計画の中で不安なのではと思います。市町村と県の連携、さらに市町村の中の地域が、上手く、迅速に機能するようになっているかは気にされているかと思いません。

事 務 局： 今回の提供は、災害が起こったあとの提供ではなくて、事前に市町村で準備ができるように、平常時に提供しようという中身になります。

ですから、例えばデータのままで停電があれば検索ができなくなってしまうといったことも想定されますけれども、県から市町村に対して事前に情報提供を行うことによって、市町村があらかじめ準備できるといった趣旨もあります。

健康長寿課： 東日本大震災の時に、なかなかそういう情報が提供できなかったという反省もありまして、災害対策基本法を改正しまして、事前にそういう名簿をつくっておこうということになったと理解しています。

委員： 進んだわけですね。ありがとうございます。

会長： 他にはいかがでしょう。

市町村からこの難病のうち特定のものを抱えている方の情報が欲しいといわれた場合は、その部分だけ出すということなのでしょうか。

健康長寿課： そういうことになります。

当課では現在 58 種類の疾患を扱っておりますが、特に支援が必要な方といますと、神経難病の方や人工呼吸器を付けている方などですが、こういった疾患の方だけ提供してほしいと市町村から求めがあれば、それだけをお出しすることになると思います。

会長： 災害の時にどういう病気の方のデータを得れば、救助に一番役立つかというような研究は市町村のレベルで行われているのですか。

健康長寿課： 取り組み指針の 16 ページに避難行動要支援者の範囲ということで、「自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものの範囲について要件を設定すること」とされており、その設定の仕方が示されています。これを元に各市町村ごとに要支援者をどなたにするかということが決定されて、地域防災計画の中に盛り込まれるということでございます。

会長： 他に何か御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会長： 特によろしいですか。

それでは、今の 164 番から 166 番について健康長寿課から説明があった案件は、審議会では特に問題はないということによろしいでしょうか。

委員：（承諾）

会長： それでは次に 167 番から 192 番まで、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 167～192）

会 長： 今の 167 番から 192 番までで、何か御質問、御意見はありますか。

委員：(意見なし)

会 長： 192 番の収集方法ですが、登録簿を見ると、第 4 条第 3 項第 2 号該当と書いてありますが、これでいいのですか。

事 務 局： 生徒さんの情報が観光協会等を経由して県に来ることになっていまして、この流れを承知していただいていますので、同意を得ているものと考えてという整理になっています。

会 長： わかりました。
他に何かありますか。

委員：(意見なし)

会 長： 特にないようですので、全て適当とさせていただきます。
それでは次に、193 番から 206 番まで、これは各担当課から説明をお願いしたいと思います。

健康福祉政策課：(説明 番号 193～206)

会 長： この支給事務を担当する市町村の方へ、県が保有する情報を提供するというですけれども、委員の皆さんいかがでしょうか。

委員：(意見なし)

会 長： 提供する理由について相当性が認められるかどうかということが主な問題点というか、審議事項になると思いますが、今説明があったように、情報を提供しなければ、給付金の支給の事務が困難になるということのよう
です。

特に問題がないようであれば、ただいまの 206 番まで了承ということ
よろしいでしょうか。

委員：(承諾)

会 長： 次に 207 番から 231 番までについて事務局から説明をお願いします。

事務局：(説明 番号 207～231)

会 長： ただいま説明があった 207 番から 231 番について、委員の皆さんいかがでしょうか。

委員：(意見なし)

会 長： では全部について適当とさせていただきます。
次に 232 番から 255 番までについて事務局から説明をお願いします。

事務局：(説明 番号 232～255)

会 長： ただいま説明があった 232 番から 255 番までの案件で、御質問、御意見はありますか。

委員：(意見なし)

会 長： 特にないということよろしいでしょうか。

以上で、本日の案件の審議は全て終了しました。本日の審議会におきましては、意見が付いた案件はありませんでしたので、全件について適当ということよろしいでしょうか。

委員：(承諾)

会 長： ではそのようにさせていただきます。

続きまして、議事の「その他」になります。事前に前回の会議録を事務局から送付してありますが、記載内容につきまして、何か御意見等はありませんか。

委員：(意見なし)

会 長： それでは、第 32 回審議会の会議録は、この内容で確定します。

以上で本日の個人情報保護運営審議会を終了します。ありがとうございました。